

2012年1月17日

議員様

障害者自立支援法問題に関する緊急の意見

去る1月11日に開催された民主党の厚労部門会議において、厚労省より「障害者自立支援法は廃止ではなく、改正でいくべきでは」といったニュアンスの資料を配布されたとの情報が伝わってきています。もしこれが事実だとすれば、元原告を中心とする障害者自立支援法違憲訴訟の関係者は大きな衝撃を受けることになります。それは、違憲訴訟に伴う基本合意文書に背くことになるからに他なりません。

むろん、基本合意文書案を訴訟団と共に作成した民主党が、こうした「改正論」に傾斜するなどは到底考えられず、そのようなことを想定したくもありません。基本合意文書の政府側の署名者が当時の長妻昭厚生労働大臣であり、経過の全容を熟知しているその長妻さんが民主党の厚労部門会議の座長にあることをとても心強く思っていました。政権にある民主党として基本合意文書の完全履行はもちろんのこと、ポスト自立支援法となる障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を高い水準で法制定に反映してくださるものと信じて疑いません。

来たる1月18日に、年が明けて初めての民主党の障がい者ワーキングチーム(WT)が開催されると聞いています。日程が詰まっているこの時期であり、WTとして、基本合意文書に沿って「障害者自立支援法の廃止」を再確認してほしいと思います。なお、一部に「法律名称は、障害者自立支援法でいいのでは」などの論調があるようですが、これも絶対にあり得ません。法律名称は、内容の本質と関係しながら象徴的な意味を持つものです。自立支援法に悩まされてきた当事者にとっては、「自立支援法」という響きに耐えがたい嫌悪感と重苦しさを想起するのだということを理解してほしいのです。

基本合意文書に沿って、民主党自らが掲げたマニフェストに沿って、また政府の審議体である障がい者制度改革推進会議及び総合福祉部会55人が一致して取りまとめた骨格提言に沿って、新法・障害者総合福祉法を打ち立てることを切に願います。

先生におかれましては、以上を踏まえていただき、1月18日の障がい者WTが開催される前までに、中根康浩座長、初鹿明博事務局長、水野智彦事務局次長に「自立支援法の廃止の再確認」「自立支援法の改正論に終止符」を働きかけていただきたいと思います。できれば、働きかけへの感触についてご一報願えればと思います。

最後になりますが、万が一でも、「改正論」がまかり通るようなこととなつた場合に、形だけの廃止となつた場合に、私たちは重大な決意で臨まざるを得ないということを付記しておきます。

障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす岡山の会（元原告団含む）
障害者自立支援法違憲訴訟岡山弁護団（事務局長　弁護士　呉裕麻）